

兵庫県公報

平成22年9月7日 火曜日 第2216号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○平成22年度砂利採取業務主任者試験の実施（工業振興課）	1
○土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	2
○町営土地改良事業の施行協議に係る決定及び関係書類の縦覧（同）	3
○市営土地改良事業の施行同意（同）	3
○公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	4
○同上（同）	4
○公共測量が終了した旨の通知（同）	4
○道路の区域の変更（道路保全課）	4
○洪水予報を行う河川の指定（河川整備課）	5
○同上（同）	5
○宅地建物取引業法に基づく行政処分（都市政策課）	5
○景観影響評価書及び再審査意見書の縦覧（同）	6
公 告	
○特約業者の指定の取消し（税務課）	6
○県有地の一般競争入札による売払い（管財課）	6
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（都市計画課）	9
○大規模小売店舗の新設に関する届出（中播磨県民局）	9
○大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	10
○同上（同）	11
○同上（同）	12
○大規模小売店舗に対する県の意見に対して講ずる措置の概要（同）	13
病院局管理規程	
○職員の職務発明等に関する規程	14
選挙管理委員会告示	
○平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	18
公安委員会告示	
○警備員指導教育責任者講習の実施	18

告 示

兵庫県告示第905号

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、平成22年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成22年9月7日

兵庫県知事 井戸敏三

1 試験日時

平成22年11月12日（金）午前10時から正午まで

2 試験場所

神戸市中央区下山手通4丁目16番3号
兵庫県民会館 7階会議室 亀の間

3 試験科目

- (1) 砂利の採取に関する法令
- (2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

4 受験手続

(1) 提出書類

ア 受験願書 1通

用紙は、兵庫県産業労働部産業振興局工業振興課、県土整備部土木局河川整備課、各県民局商工労政課・土木事務所及び尼崎港管理事務所・姫路港管理事務所並びに姫路市役所家島事務所において配布する。

イ 写真 1枚

縦11センチメートル、横9センチメートルの手札形とし、出願前6月以内に撮影した正面上半身脱帽像で、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記入したものとする。

ウ 返信用封筒 1枚

定形封筒（長形3号、120ミリメートル×235ミリメートル）に80円切手を貼り、あて先を明記したもの。

(2) 受付期間

平成22年10月4日（月）から同月22日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

なお、郵送の場合は簡易書留とし、平成22年10月22日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(3) 提出先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県産業労働部産業振興局工業振興課産地振興係

(4) 手数料

7,600円相当の兵庫県収入証紙を受験願書に貼り付けること。

なお、受験願書受付後の手数料は返還しない。

5 合格者の発表

平成22年11月末までに試験の結果を書面で各受験者に通知する。

6 受験についての問い合わせ先

兵庫県産業労働部産業振興局工業振興課産地振興係
電話 (078) 341-7711 内線 3581
(078) 362-3331 (直通)



兵庫県告示第906号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成22年9月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 伊丹市森本井土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	前 川 嘉 彦	伊丹市森本4丁目118番地
同	阪 部 豊	同 市森本2丁目212番地
同	伊 丹 信 秀	同 市森本5丁目77番地の2
同	大 崎 正	同 市森本5丁目17番地
同	阪 部 利 夫	同 市森本2丁目236番地
同	阪 部 和 夫	同 市森本2丁目241番地
同	前 川 明	同 市森本4丁目155番地
同	永 長 和 雄	同 市森本4丁目109番地
監 事	田 中 博 男	同 市森本2丁目123番地
同	松 浦 勇	同 市森本4丁目85番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	阪 部 豊	伊丹市森本2丁目212番地

同	阪 部 雅 夫	同	市森本4丁目89番地
同	池 永 隆	同	市森本3丁目100番地
同	伊 丹 信 秀	同	市森本5丁目77番地の2
同	阪 部 和 夫	同	市森本2丁目241番地
同	田 中 博 男	同	市森本2丁目123番地
同	前 川 明	同	市森本4丁目155番地
同	松 浦 勇	同	市森本4丁目85番地
監 事	松 浦 光 重	同	市森本4丁目152番地
同	永 長 和 雄	同	市森本4丁目109番地

2 伊丹千僧土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	杉 田 利 雄	伊丹市千僧2丁目123番地
同	前 田 吉 雄	同 市千僧2丁目223番地
同	岩 田 政 男	同 市千僧2丁目73番地
同	佐 藤 健 二	同 市千僧2丁目127番地
同	岩 田 武 司	同 市千僧2丁目116番地
監 事	石 橋 栄三郎	同 市行基町1丁目101番地
同	上 谷 和 夫	同 市千僧2丁目107番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	木 田 敏 夫	伊丹市千僧2丁目117番地
同	佐 藤 彰	同 市千僧3丁目78番地
同	田 中 博	同 市千僧4丁目3番地
同	佐 藤 稔	同 市千僧2丁目226番地
同	松 本 徳 一	同 市千僧2丁目81番地
監 事	前 田 賢 一	宝塚市仁川高丸2丁目8番28号
同	上 谷 恒 男	伊丹市千僧2丁目229番地



兵庫県告示第907号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の町に係る土地改良事業の施行協議については、適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成22年9月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

町の名 称	事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
佐用町	基盤整備促進事業	桑野地区	平成22年9月7日から 同 月27日まで	佐 用 郡 佐 用 町 役 場



兵庫県告示第908号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、次の市に係る土地改良事業の施行に同意した。

この同意について不服がある場合には、この同意があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この同意の取消しの訴えを提起することができる。

平成22年9月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市の名称	事業名	地区名	同意年月日
養父市	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業	米里・朝倉地区	平成22年8月25日



兵庫県告示第909号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、近畿地方整備局兵庫国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成22年9月7日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点設置）
- 2 作業期間
平成22年9月1日から平成23年2月28日まで
- 3 作業地域
西宮市大畑町から城ヶ堀町まで



兵庫県告示第910号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成22年9月7日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点計画図作成）
- 2 作業期間
平成22年8月23日から同年10月31日まで
- 3 作業地域
尼崎市食満2丁目地区



兵庫県告示第911号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、稲美町国安土地区画整理組合理事長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成22年9月7日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（土地区画整理 2級基準点測量、3級基準点測量、4級基準点測量、街区出来形確認測量）
- 2 作業期間
平成21年11月11日から平成22年3月31日まで
- 3 作業地域
加古郡稲美町国安・国岡地内



兵庫県告示第912号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成22年9月7日から2週間、中播磨県民局姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年9月7日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 姫路停車場線	姫路市南駅前町164番1から 同 市北条口一丁目73番まで	旧	11.0から 30.0まで	283.0	
		新	28.0から 42.0まで	284.0	一部 予定地



兵庫県告示第913号

水防法（昭和24年法律第193号）第11条第1項の規定に基づき、洪水予報を行う河川を次のように指定したので公表する。

その関係図書は省略し、兵庫県県土整備部土木局河川整備課並びに阪神南県民局西宮土木事務所及び尼崎港管理事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成22年9月7日

兵庫県知事 井戸敏三

水系名	河川名	区 間	
		上流端	下流端
武庫川水系	武庫川	左岸 尼崎市西昆陽4丁目1-1 地先 右岸 西宮市一里山町3-12地先	海に至る



兵庫県告示第914号

水防法（昭和24年法律第193号）第11条第1項の規定に基づき、洪水予報を行う河川を次のように指定したので公表する。

その関係図書は省略し、兵庫県県土整備部土木局河川整備課及び西播磨県民局光都土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成22年9月7日

兵庫県知事 井戸敏三

水系名	河川名	区 間	
		上流端	下流端
千種川水系	千種川	左岸 赤穂郡上郡町上郡210地先 右岸 同 郡同 町大持285地先	海に至る



兵庫県告示第915号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第66条第1項第3号の規定により、次のとおり処分した旨神戸県民局長から報告があった。

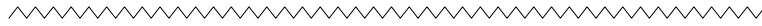
平成22年9月7日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 被処分者
商号又は名称 株式会社プライムエステート

代表者氏名 川 野 賢 一
 事務所所在地 神戸市兵庫区中道通 1 - 1 - 8 - 1 F
 免許番号 兵庫県知事(8)第8446号
 免許年月日 平成20年9月30日

- 2 処分の内容
 免許の取消し



兵庫県告示第916号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の8第1項の規定による景観影響評価書の提出があったので、条例第27条の8の2第1項の規定により、再審査意見書を作成した。ついで、この景観影響評価書の写し及び再審査意見書の写しを条例第27条の9第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成22年9月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 名称 株式会社紫陽花
 代表者の氏名 藤 本 礼 子
 住所 大阪市西区九条1丁目8番1号
- 2 特定建築物等の名称及び所在地
 名称 (仮称)六甲の宿
 所在地 神戸市灘区六甲山町南六甲1034-181及び24の一部
- 3 景観影響評価書の写し及び再審査意見書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
 縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び神戸県民局神戸土木事務所まちづくり課
 縦覧期間 平成22年9月7日から同月21日まで

公 告

特約業者の指定の取消し

兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号）第107条第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成22年9月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
加古川タイヤ販売 株式会社	加古川市尾上町養田687番地の3	平成22年7月1日



県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成22年9月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 入札に付する県有地
 売払物件

物件 番号	所 在 地	面積 (㎡)	地 目

20	加古川市加古川町木村字堤ノ内482番4	339.59	宅 地
21	加古川市東神吉町神吉字千原185番7	170.32	宅 地
22	姫路市幸町73番	377.51	宅 地
23	たつの市龍野町北龍野字的場261番8	329.85	宅 地
24	赤穂市農神町6番26	269.05	宅 地
25	宍粟市千種町千草字大寺789番2	277.84	宅 地
26	佐用郡佐用町長尾字清水ノ元893番	571.58	宅 地
27	養父市大屋町大屋市場字上垣257番4	287.58	宅 地
28	洲本市物部一丁目2番9	85.70	宅 地
29	淡路市志筑字天神1347番2ほか	413.11	宅 地、山 林

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
- (3) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (5) 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者
その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
エ アからウのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に該当する者
- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員

3 契約条項を示す場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理室

4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間

- (1) 配布場所及び申込場所
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理室
- (2) 配布期間及び申込期間

平成22年9月7日（火）から同年10月7日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

5 入札の場所及び日時

(1) 物件番号20、21及び22

ア 場所

加古川市加古川町寺家町天神木97番1

加古川総合庁舎内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）

イ 日時

平成22年10月15日（金） 午前11時から

(2) 物件番号23及び24

ア 場所

たつの市龍野町富永字田井屋畑1311番3号

龍野庁舎内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）

イ 日時

平成22年10月18日（月） 午前11時から

(3) 物件番号25

ア 場所

宍粟市千種町千草727番2

県立千種高等学校内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）

イ 日時

平成22年10月19日（火） 午後2時から

(4) 物件番号26

ア 場所

佐用郡佐用町佐用260番地

県立佐用高等学校内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）

イ 日時

平成22年10月19日（火） 午前11時から

(5) 物件番号27

ア 場所

朝来市和田山町東谷213番96

和田山庁舎内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）

イ 日時

平成22年10月20日（水） 午後2時から

(6) 物件番号28及び29

ア 場所

洲本市塩屋2丁目4番5号

洲本総合庁舎内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）

イ 日時

平成22年10月21日（木） 午前11時から

6 入札保証金

(1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。

(2) 入札保証金は、入札する前に金融機関から指定口座へ振り込むこと。

7 入札に関する条件

(1) 入札書を所定の日時までに提出していること。

(2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。

(3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者がさらに他の者を代理してした入札でないこと。

(4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

(5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

(6) 代理人が入札をする場合は、委任状を提出すること。

- (7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (8) 再度入札に参加することができる者は、初度の入札に参加した者のうち当該入札が無効とされなかった者であること。

8 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9 入札についての照会先

兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理室
電話 (078) 341-7711 内線 2550・2551



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成22年9月7日

兵庫県知事 井戸敏三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

たつの市神岡町東鶯崎字河原703番2、703番3、703番9、703番10、704番10、704番27から704番30まで、704番70から704番77まで、704番92、704番93、704番356、704番357、704番380、704番382、704番382地先里道、704番383から704番385まで、704番387から704番390まで、704番392から704番398まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

たつの市神岡町東鶯崎704番77
真北運輸倉庫株式会社 代表取締役 真北修一

3 許可年月日及び許可番号

平成21年7月29日
兵庫県指令西播(光土)(建)第1-5号(21相生)



大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成22年9月7日

中播磨県民局長 網谷喜明

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) 姫路加納原田商業施設
所在地 姫路市花田町加納原田字辻ノ元913番ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 三菱UFJリース株式会社
代表者の氏名 小幡尚孝
住所 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	代表者の氏名	住所
株式会社ウェルネス湖北 外1者	村上正一	島根県松江市西津田二丁目8番20号

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成23年4月17日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,421平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数
62台
- (2) 駐輪場の収容台数
50台
- (3) 荷さばき施設の面積
60平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量
11.3立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社ウェルネス湖北 外1者	午前9時	午後9時45分

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数
出入口2箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで

8 届出年月日

平成22年8月19日

9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所
兵庫県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民局姫路土木事務所まちづくり建築課
- (2) 縦覧期間
平成22年9月7日から4月間

10 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限
平成23年1月11日
- (2) 提出先
中播磨県民局姫路土木事務所まちづくり建築課
〒670-0947 姫路市北条一丁目98番地



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成22年9月7日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ダイエー西宮店
所在地 西宮市林田町51-1

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 中央三井信託銀行株式会社

代表者の氏名 田 辺 和 夫
住所 東京都港区芝三丁目33番1号

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

名称	代表者の氏名	住所
株式会社ダイエー	西 見 徹	神戸市中央区港島中町4-1-1
愛眼株式会社	佐 々 栄 治	大阪市天王寺区大道4-9-12

外10者

(2) 変更後

名称	代表者の氏名	住所
株式会社ダイエー	桑 原 道 夫	神戸市中央区港島中町4-1-1
愛眼株式会社	佐 々 栄 治	大阪市天王寺区大道4-9-12

外7者

4 変更年月日

平成22年5月26日ほか

5 届出年月日

平成22年7月23日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神南県民局西宮土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成22年9月7日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成23年1月11日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成22年9月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ジャスコ新三木店
所在地 三木市大村字砂163ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 イオンリテール株式会社
代表者の氏名 村 井 正 平
住所 千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 イオン株式会社

代表者の氏名 岡 田 元 也
住所 千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

イ 変更後

名称 イオンリテール株式会社
代表者の氏名 村 井 正 平
住所 千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	代表者の氏名	住所
イオン株式会社	岡 田 元 也	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
外29者		

イ 変更後

名称	代表者の氏名	住所
イオンリテール株式会社	村 井 正 平	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
外23者		

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成20年8月21日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成21年8月20日ほか

5 届出年月日

平成22年8月19日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

平成22年9月7日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成23年1月11日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成22年9月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ジャスコ新三木店
所在地 三木市大村字砂163ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 イオンリテール株式会社
代表者の氏名 村 井 正 平
住所 千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

の交通に支障を及ぼすことがないように、入口①の発券ゲートの入庫待ち車両が左折の引き込みレーンまで及んだ場合に限定する。その際、入口③においては、円滑な入庫に努め、店舗の周囲に入庫待ちの車両が滞留しないようにする。

また、店舗オープン後の状況を踏まえ、必要に応じて関係機関と協議を行い、より適切な運用に努める。

病 院 局 管 理 規 程

職員の職務発明等に関する規程をここに公布する。

平成22年9月7日

兵庫県病院事業管理者 前 田 盛

病院局管理規程第11号

職員の職務発明等に関する規程

(趣旨)

第1条 この管理規程は、職員がした職務発明等の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この管理規程において「勤務発明」とは、職員がその勤務に関連してした発明をいい、「職務発明」とは、勤務発明であって、その内容が当該発明をした職員の所属する機関の所掌する業務の範囲に属し、かつ、その発明をするに至った行為が当該職員の現在又は過去の職務に属する場合のものをいう。

(権利の帰属)

第3条 病院局は、職務発明について、この管理規程の定めるところにより、特許を受ける権利又は特許権を承継することができる。

(発明の届出)

第4条 職員は、勤務発明をしたときは、直ちに、発明届(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、所属長を経由して、これを管理者に提出しなければならない。

(1) 発明をするに至った経過を詳細に記載した書類

(2) 発明の内容を詳細に記載した書類

2 所属長は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る書類を検討し、意見書(様式第2号)を添えて、これを管理者に提出しなければならない。

(職務発明の認定等)

第5条 管理者は、前条第1項の規定による届出があったときは、当該届出に係る発明が職務発明であるかどうかを認定し、職務発明であると認定したときは、当該発明について病院局が特許を受ける権利又は特許権を承継するかどうかを決定するものとする。

2 管理者は、前項の規定による認定又は決定をしたときは、速やかに、勤務発明をした職員に対し、所属長を経由して、その旨を文書で通知するものとする。

(特許出願の制限)

第6条 職員は、管理者が前条第1項の規定により職務発明でないと認定し、又は職務発明について病院局が特許を受ける権利を承継しないと決定した後でなければ、職務発明に係る特許出願をしてはならない。ただし、職員が第4条第1項の届出をした場合において、緊急に特許出願をする必要があるときは、この限りでない。

2 職員は、前項ただし書の規定により特許出願をしたときは、直ちに、当該特許出願に係る書類の写しを添えて、所属長を経由して、その旨を管理者に報告しなければならない。

(第三者に対する権利譲渡等の制限)

第7条 職員は、管理者が第5条第1項の規定により職務発明でないと認定し、又は病院局が特許を受ける権利若しくは特許権を承継しないと決定した後でなければ、当該特許を受ける権利若しくは特許権を第三者に譲渡し、又は第三者のために当該特許権について専用実施権を設定してはならない。

(特許を受ける権利又は特許権の譲渡の義務)

第8条 職員は、管理者が第5条第1項の規定により病院局が特許を受ける権利又は特許権を承継すると決定したときは、当該特許を受ける権利又は特許権を病院局に譲渡しなければならない。

2 管理者は、前項の規定により病院局が特許を受ける権利の譲渡を受けたときは、直ちに、これに基づく特許出願をするものとする。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(補償金)

第9条 病院局は、職務発明に係る特許権を取得したときは、当該発明をした職員に対し、権利1件につき20,000円の補償金を支給する。

第10条 病院局は、職務発明に係る特許を受ける権利及び特許権の運用又は処分により収入を得たときは、当該発明をした職員に対し、毎年1月1日から12月31日までの間の収入の合計額から当該期間に病院局が負担した特許料を控除した額に100分の30を乗じて得た金額の補償金を翌年5月31日までに支給する。

第11条 前2条の規定による補償金は、当該補償金の支給を受ける権利を有する職員が2人以上あるときは、それぞれの持分に応じて支給するものとする。

第12条 第9条及び第10条に規定する補償金の支給を受ける権利は、当該権利を有する職員が退職した後も存続する。

2 前項の権利を有する職員が死亡したときは、当該権利は、その相続人が承継する。

(発明した職員の負担した出願費用等の支払)

第13条 病院局は、職務発明に係る特許を受ける権利又は特許権を取得した場合において、当該発明をした職員が既に出願手数料、特許料等直接出願に要する費用を支出しているときは、その者の申出により当該費用をその者に支払うものとする。

2 前条の規定は、前項の規定による費用の支払を受ける権利について準用する。

(不服の申出)

第14条 職員は、その職務発明に係る第5条第1項の規定による認定又は決定に対して不服があるときは、同条第2項の規定による通知を受けた日から30日以内に、管理者に対し不服の申出をすることができる。

(実用新案等に関する準用規定)

第15条 第2条から前条までの規定は、職員がその勤務に関連してした考案及び意匠の創作について準用する。この場合において、第9条中「20,000円」とあるのは、「10,000円」と読み替えるものとする。

(職務発明審査会の設置)

第16条 次に掲げる事項を審査するため、県立病院に、職務発明審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- (1) 第5条第1項（前条において準用する場合を含む。）の規定による認定及び決定に関すること。
- (2) 第8条第2項（前条において準用する場合を含む。）の規定による特許出願に関すること。
- (3) 第14条（前条において準用する場合を含む。）の規定による不服の申出に関すること。
- (4) 特許出願に係る出願審査の請求及び特許を受ける権利若しくは実用新案若しくは意匠の登録を受ける権利又は特許権、実用新案権若しくは意匠権の譲渡又は放棄に関すること。

2 前項に定めるもののほか、管理者が特に必要があると認めるときは、本庁に審査会を置くことができる。

(審査会の組織)

第17条 審査会は、会長、副会長及び委員若干人をもって組織する。

2 前項に定めるもののほか、審査会の組織に関して必要な事項は、別に定める。

(会長及び副会長の職務)

第18条 会長は、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審査会の招集)

第19条 審査会は、会長が招集する。

(関係職員の出席等)

第20条 審査会は、その審査のため必要があると認めるときは、関係職員に対し、その出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第21条 勤務発明又は勤務に関連して考案若しくは意匠の創作をした職員及び職務発明審査会の関係者は、当該職員及び病院局の利害に関係ある事項について、必要な期間、その秘密を守らなければならない。

(補則)

第22条 この管理規程の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

秘

発 明 届

年 月 日

病院事業管理者 様

所 属 名
発明者氏名

㊟

発明の名称

このたび上記の発明をしたので、職員の職務発明等に関する規程第4条第1項の規定により関係書類を添えてお届けします。

様式第2号（第4条関係）

秘

意 見 書

年 月 日

病院事業管理者 様

所属長氏名 ㊟

発明の名称

発明者の所属部課
及び職氏名

発明をするに至った動機

上記の発明について次のとおり意見を申し述べます。

1 発明者の希望

- (1) 職務発明かどうか
- (2) 権利の帰属に関する希望
- (3) 持 分

2 所属長の意見

- (1) 職務発明かどうか
- (2) 権利の帰属
- (3) 持 分

- 注 1 発明をするに至った動機は、職務発明かどうかの認定に役立つように記入すること。
2 持分の欄は、共同研究の場合のみ記入すること。

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第72号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第14条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設を指定したので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成22年9月7日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 村上 寿 浩

2 老人ホームの表西宮市の項中

「

特別養護老人ホーム メヌエット東館	同 市浜脇町4-33
-------------------	------------

」

を

「

特別養護老人ホーム メヌエット東館	同 市浜脇町4-33
チャームスイート西宮浜	同 市西宮浜4丁目10-8
グランダ甲子園	同 市若草町2丁目8-31

」

に改める。

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第269号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第6条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）について、規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成22年9月7日

兵庫県公安委員会

委員長 下村 俊 子

1 新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「運搬警備業務」という。）

(2) 実施日

ア 新規取得講習

平成22年10月12日（火）から同月19日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の6日間

イ 追加取得講習

平成22年10月15日（金）から同月19日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の3日間

(3) 実施場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター

(4) 修了考査の実施

新規取得講習、追加取得講習ともに、10月19日（火）に修了考査（新規取得講習は40問100分、追加取得

講習は14問35分)を実施する。

2 受講定員

新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で30人とする。

3 受講対象者

受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。

(1) 新規取得講習

受講申込日において、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に運搬警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（運搬警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）の合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（運搬警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上運搬警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（運搬警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）の合格証の交付を受けている者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（運搬警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上運搬警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（運搬警備業務に係るものを除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者で、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に運搬警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者

イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上運搬警備業務に従事しているもの

エ 旧1級検定に係る合格証の交付を受けている者

オ 旧2級検定に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上運搬警備業務に従事しているもの

4 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに平成22年9月13日(月)から同月28日(火)までの間（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時00分から午後5時30分まで）

5 申込先

兵庫県内の各警察署の生活安全課（生活安全第一課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）

6 申込時の提出書類

(1) 新規取得講習を受講しようとする者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通

イ 次に掲げるいずれかの書面

(7) 前記3の(1)のアに該当する者については、運搬警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(8) 前記3の(1)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

(9) 前記3の(1)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(10) 前記3の(1)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

(11) 前記3の(1)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(2) 追加取得講習を受講しようとする者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通

イ 指導教育責任者資格者証等の写し

ウ 次に掲げるいずれかの書面

- (7) 前記3の(2)のアに該当する者については、運搬警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書
- (イ) 前記3の(2)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し
- (9) 前記3の(2)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書
- (エ) 前記3の(2)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し
- (イ) 前記3の(2)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

7 受講手数料

新規取得講習は38,000円、追加取得講習は14,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日に納付するものとする。

8 受講日の携行品

筆記用具、印鑑及び参考書（警備業法令集等）

9 その他

- (1) 受講者の確定は先着順とし、受講定員に達した時点で申込みを締め切る。
- (2) 申込みは、受講しようとする本人が行うものとする。
- (3) 郵送による申込みは、受け付けない。
- (4) 受講者は、自己の本籍及び氏名は住民票等により確認し、受講申込書の記載に誤りがないようにすること。
- (5) 申込日に、警備業務経験通算年月について確認を行う。
- (6) 警備員指導教育責任者講習受講申込書については、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び社団法人兵庫県警備業協会において配布する。

10 講習委託先

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階
社団法人兵庫県警備業協会

11 問い合わせ先

- (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
- (2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話 (078) 341-7441 内線3046
- (3) 社団法人兵庫県警備業協会
電話 (078) 252-0166